

蕨市では、子どもの健やかな成長と安定した生活に必要な**養育費を確保**するための**支援**を行います。

養育費の確保を 支援します

蕨市養育費確保
支援事業補助金

令和6年4月
スタート!



◆対象となる方(共通)◆

交付申請時に蕨市内に居住し、養育費の取り決めの対象となる20歳未満のお子さんを現に扶養しているひとり親の方（離婚後に児童を扶養する予定の方を含みます）

◆支援内容◆

| | 公正証書等作成促進補助金 | 養育費保証契約促進補助金 |
|-------------------------------|---|---|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none">① 養育費の取り決めに関する公正証書等を有している方② 令和6年4月1日以降に公正証書等の経費を負担した方③ 過去に同一の児童を対象とする公正証書等作成促進補助金(他自治体による同様の補助金を含む)を交付されていない方または交付される予定のない方 | <ul style="list-style-type: none">① 養育費の取り決めに関する公正証書等を有している方② 児童扶養手当の支給を受けている方または同様の所得水準にある方③ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を結んだ方④ 令和6年4月1日以降に養育費保証契約締結に係る経費を負担した方⑤ 過去に同一の児童を対象とする養育費保証契約促進補助金(他自治体による同様の補助金を含む)を交付されていない方または交付される予定のない方 |
| 補助対象経費 | 公正証書等の作成に係る経費のうち <ul style="list-style-type: none">① 公証手数料② 家庭裁判所の養育費請求調停および離婚調停申立てまたは裁判に要する収入印紙代③ 戸籍謄本等添付書類の取得費用および連絡用の郵便切手代 | 保証会社との養育費保証契約に係る経費のうち、初回の保証料 |
| 補助額 | 上限 43,000円 | 上限 50,000円 |
| 申請期限 | 公正証書等を作成した日から6か月以内 | 養育費保証契約を結んだ日から6か月以内 |
| 申請に必要な添付書類 ★公簿等で確認できる場合は不要 | <ul style="list-style-type: none">① 申請者とお子さんの戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票の写し★② 補助対象経費の領収書等の写し③ 公正証書等の写し | <ul style="list-style-type: none">① 申請者とお子さんの戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票の写し★② 補助対象経費の領収書等の写し③ 公正証書等の写し④ 申請者の前年(1月から9月までに申請する場合は前々年)の所得証明書★⑤ 保証契約に係る契約書の写し |

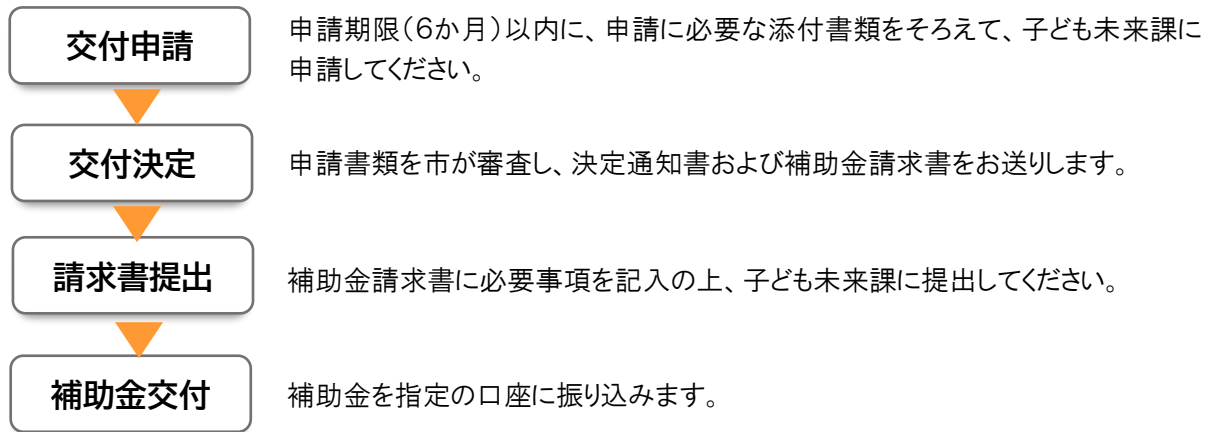
※公正証書等とは、養育費の取り決めに係る強制執行認諾文言付公正証書、調停調書、審判書、解調書、判決書等をいいます。

◆お申込み・お問い合わせ先◆

蕨市健康福祉部 子ども未来課 子ども家庭係 TEL048-433-7757

〒335-8501 蕨市中央 5-14-15 市役所2階7番窓口

◆手続きの流れ◆



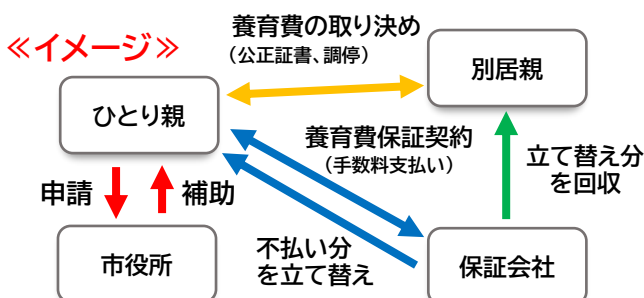
◆公正証書等とは◆

公正証書とは、公証役場の公証人が作成する公文書のことです。養育費の確保に当たっては、公正証書や家庭裁判所の調停で**養育費について取り決めておくことが重要です**。また、養育費を支払う義務を負う人が、支払が滞った場合には直ちに強制執行を受けてもやむを得ないと言ったことも公正証書に記載しておく(これを「強制執行認諾文言」と呼びます。)と、調停や審判といった家庭裁判所での手続を経なくとも、直ちに強制執行の手続を行うことができるようになります。

家庭裁判所の調停とは、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。養育費について話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、子を監護している親から他方の親に対して、家庭裁判所に調停または審判の申立てをして、養育費の支払を求めることができます。調停手続を利用する場合には、子の監護に関する処分(養育費)調停事件として申し立てます。なお、離婚調停の申立てに伴って離婚後の養育費について話し合いたい場合は、夫婦関係調整調停(離婚)を利用してください。

◆養育費保証契約とは◆

養育費保証契約とは、養育費を支払う義務を負う人からの養育費の支払いが滞った場合、保証会社が養育費を立て替えてくれる契約のことです。保証会社によって利用条件は異なりますが、養育費の取り決めに係る債務名義(養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調停調書等)を要件とする場合が多いようです。



離婚(養育費)に関するご相談は

法律相談(弁護士)

第2・第4木曜日 午後1時~4時

1人30分 要予約 無料

※予約制ですが当日空きがあれば利用できます。なお、利用回数に制限がありますので、予約時に確認ください。

【お申込み・お問い合わせ】

市民協働課 TEL048-433-7745

ひとり親の手当・助成金等に関するご相談は

児童扶養手当、ひとり親医療費助成、そのほかひとり親の経済的負担軽減や自立のための各種制度についてご案内します。

【お問い合わせ】

子ども未来課 TEL048-433-7757